

毒物劇物業務上取扱者届手続き

1 必要書類

必要書類	注意事項
1 毒物劇物業務上取扱者届書	
2 構造設備の概要 (別記様式4-1)	
3 運送業にあつては車両の概要	番号、容器、形状、表示状況等が記載されたもの
4 法人の場合、つぎのいずれか。 ・登記事項証明書 ・定款の写し(原本照合あるもの) ・寄附行為の写し(原本照合あるもの)	・発行日より6か月以内のもの

※届出の際は、「毒物劇物取扱者設置届」も同時にご提出ください。

2 受付窓口

所管する各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

村山総合支庁(村山保健所) 医薬事担当 山形市十日町1-6-6	TEL 023-627-1248
最上総合支庁(最上保健所) 医薬事担当 新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1257
置賜総合支庁(置賜保健所) 医薬事担当 米沢市金池7-1-50	TEL 0238-22-3872
庄内総合支庁(庄内保健所) 医薬事担当 三川町大字横山字袖東19-1	TEL 0235-66-4738